

令和3年度（2021年度）実地検査結果（主な口頭指導）

事業種別	指導内容分類		指導内容
訪問介護	運営に関すること	利用料等の受領	領収書に医療費控除額を記載すること。
		内容及び手続の説明及び同意	第三者評価の実施状況を記載すること。
			事故発生時の連絡先に「市」を入れること。
			苦情処理の体制と手順を記載すること。
		虐待防止	虐待防止の研修を実施すること。
(介護予防) 訪問看護	運営に関すること	運営規程	キャンセル料を規定すること。
		利用料等の受領	領収書に医療費控除額を記載すること。
		内容及び手続の説明及び同意	第三者評価の実施状況を記載すること。
通所介護	運営に関すること	事故発生時の対応に、事故の状況及び採った処置について記録する旨と損害賠償する旨を入れること。	
		利用料等の受領	領収書に医療費控除額を記載すること。
		内容及び手続の説明及び同意	第三者評価の実施状況を記載すること。
		運営規程	キャンセル料と通常要する時間を超えて提供する場合の利用料を記載すること。
		苦情処理	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を文書により説明するとともに、事業所に掲示すること。
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	運営に関すること	内容及び手続の説明及び同意	第三者評価の実施状況を記載すること。
		運営規程	キャンセル料を規定すること。
(介護予防) 認知症対応型通所介護	運営に関すること	利用料等の受領	領収書に医療費控除額を記載すること。
		運営規程	キャンセル料を規定すること。
		内容及び手続の説明及び同意	苦情処理の体制と手順を記載すること。
(介護予防) 短期入所生活介護	運営に関すること	内容及び手続の説明及び同意	第三者評価の実施状況を記載すること。
			事故発生時の連絡先にケアマネを入れること。
			事故発生時の対応に、事故の状況及び採った処置について記録する旨と損害賠償する旨を入れること。
特定（介護予防）福祉用具販売	運営に関すること	虐待防止	虐待防止の研修を実施すること。
		苦情処理	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を文書により説明するとともに、事業所に掲示すること。
(介護予防) 福祉用具貸与	運営に関すること	虐待防止	虐待防止の研修を実施すること。
		苦情処理	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を文書により説明するとともに、事業所に掲示すること。
居宅介護支援	運営に関すること	内容及び手続の同意及び説明	事故発生時の対応に、事故の状況及び採った処置について記録する旨を入れること。
		苦情処理	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を文書により説明するとともに、事業所に掲示すること。
地域密着型通所介護	運営に関すること	利用料等の受領	領収書に医療費控除額を記載すること。
		内容及び手続の説明及び同意	第三者評価の実施状況を記載すること。
			事故発生時の対応を記載すること。
			苦情窓口について、八王子市の下に「高齢者福祉課」を入れること。
介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	運営に関すること	虐待防止	虐待防止の研修を実施すること。
			第三者評価の実施状況を記載すること。
介護医療院	運営に関すること	事故発生時の対応に、事故の状況及び採った処置について記録する旨を入れること。	
		内容及び手続の同意及び説明	苦情等申立窓口に「市」と「国保連」を加えること。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	運営に関すること	内容及び手続の同意及び説明	苦情処理の体制と手順を記載すること。
		苦情処理	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を文書により説明するとともに、事業所に掲示すること。
夜間対応型訪問介護	運営に関すること	内容及び手続の同意及び説明	事故発生時の対応に、事故の状況及び採った処置について記録する旨を入れること。
			苦情処理の体制と手順を記載すること。
		運営規程	キャンセル料を規定すること。

※事業種別及び指導内容については、指導の多かったもののみ載せています。